

「司法手続き」追加意見 2010.3.30 佐藤久夫

司法関係者に対する研修

権利条約第13条は司法関係者への適切な研修を求めており、「資料提出フォーマット」ではそのことを引用しつつ、最近の佐賀県で5人の警察官が知的障害者（安永健太さん）を取り押さえる中で急死させた事件を紹介して、司法関係者への研修の必要性についての意見を聞いている。

私はこれに対して当然「研修は必要」と答えた。安永さんが自転車を蛇行運転していたので薬物またはアルコール中毒だと判断したと警察が説明したとのことである。これは知的障害者理解の研修の必要性を示すばかりでなく、薬物やアルコール依存者への理解の研修の必要性も示すものであろう。

同時にこの事件は、「研修」で解決できない部分を示すものでもある。つまり、女子高生の「警官が殴っていた」という目撃証言を警察が把握していたにも関わらず調書に記載していなかったことや、佐賀地検が不起訴にしたことなどである。ようやく11万人にも及ぶ署名で付審判請求が認められ刑事裁判が始まろうとしている。

私は、社会的ルールを知らないなどのために商店の品物を落としたり壊したりする知的障害者や発達障害者が、商店との間でトラブルをおこし警察が呼ばれるような場合に、警官は商店主に「この人は悪意があつてやったのではないので、今回は許してあげられないか。私からもよく指導します」と説得することが多いと聞く。

こうした理解のある警官も多いのであって、そうした警官も含めて犯した身内の過ちを認めようとしめない仕組みを正す必要性をも、今回の事件は示している。この点は障害者理解の研修だけでは解決しないものと思われる。

ホームレス問題と知的障害

「IQ69以下の受刑者」の項で、我が国の知的障害者への支援の対象者が狭くかつ支援利用のハードルが高いために、支援を必要としながら利用できず、社会生活の困難が生まれて犯罪に手を染める人が出てくることを指摘した。

全く同じ構図がホームレスの人々にも見られることを指摘する意見が、「HLL（ホームレス）支援研究会ほとむあっぷ」の奥田浩二氏より寄せられたので紹介する。

これは「2009 東京都都心部におけるホームレス状態にある人の知的機能に関

する疫学調査」で、ホームレス状態にある 164 人（平均年齢 55 歳）の知能テストの結果、IQ70 未満は 53%であったという。言語を使う能力が十分なくテストができなかった人もこのほかに多数いたという。

氏は、これらの人々に共通して次のような課題があるという。

- ・ 言語表現や言語理解が十分ではない（様々な制度が理解できない）
- ・ 読んだり書いたりすることが十分できない（一人で手続きをとるのが難しい）
- ・ お金の管理や概念が十分理解できない（お金をあるだけ使ってしまう）
- ・ 人間関係をうまくやるのが十分にはできない（自己統制が難しい）
- ・ 責任を持って役割を果たすことが十分できない。
- ・ 十分な自尊心が育ちにくい。
- ・ 騙されやすいことがある。
- ・ 規則を理解し守ることが十分にできない（規則が覚えられない）
- ・ 日常生活を営む上で必要なことが十分できない（食事の準備、掃除や整理整頓、交通機関の利用、薬の管理、金銭管理、携帯電話の使用法）
- ・ 職場で必要なことが十分できない。
- ・ 安全な環境を確保することが十分できない。

この結果などから氏は、ホームレス状態にある人に対して、支援者がよく理解して的確な対応を行うこと、情報の提供方法も工夫して理解できるようにする、該当する場合には障害者手帳を活用し障害者雇用制度などを活用する、日中活動の場などの活用、継続的な支援を行う、介護保険利用などでの権利擁護の支援を行う、などを提起している。

ホームレス状態になるのを防止するためには、これらに加えて職場でのトラブルへの対応、金銭管理支援などさらに総合的な支援が重要であるとしている。

日本の障害者福祉は、知的障害者に限らず、とくに困難度の大きな人々に対象を限定してきた。それ以外の人には自力か家族の支援に任せるという方針であった。農業中心、肉体労働中心の社会では十分能力を発揮できた知的障害者が、学歴社会、情報化社会の進行でそうはいかなくなった。心身機能レベル（知的機能）が高い人の方が社会参加できるだけに社会的レベルの問題を経験しやすく、知的機能が低い人は家族・グループホーム・入通所施設・障害年金などに「保護」されて社会的問題が少ない面もある。

心身の機能障害（の重さ）が社会参加の問題を生み出すというモデルは、社会と環境の変化で適合性を低めており、環境因子との相互作用をふまえた理解が必要になっている例の一つでもある。

（「司法手続き」からやや離れたが、相互に関連しているのでふれました。）